

# 幸手市パートナーシップ宣誓制度

## 利用の手引き



幸手市

R 8. 4

# 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 幸手市パートナーシップ宣誓制度とは.....          | 2  |
| 2 宣誓をすることができる方.....               | 2  |
| 3 宣誓に必要な書類.....                   | 3  |
| 4 手続きの流れ 「窓口」又は「郵送」で届出ができます。..... | 7  |
| <b>(1) 宣誓要件の確認・必要書類の準備</b> .....  | 7  |
| <b>(2) 届出日の予約</b> .....           | 7  |
| <b>(3) 予約時にお伝えいただきたい内容</b> .....  | 8  |
| <b>(4) 「窓口」へ届出の場合</b> .....       | 8  |
| <b>(5) 「郵送」で届出の場合</b> .....       | 9  |
| <b>(6) 幸手市へ転入予定の場合</b> .....      | 10 |
| <b>(7) 通称の使用を希望される場合</b> .....    | 11 |
| 5 パートナーシップ宣誓証明書類.....             | 12 |
| 6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付.....         | 13 |
| 7 届出事項の変更手続き.....                 | 13 |
| 8 パートナーシップ宣誓証明書の返還.....           | 13 |
| 9 自治体間での連携.....                   | 13 |
| 10 その他 相談窓口等.....                 | 15 |
| 11 Q&A.....                       | 16 |
| 12 届出様式.....                      | 19 |

# 1 幸手市パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的、精神的に相互に支え合い、協力し合う関係にあることを市が尊重し、公に証明するものです。

証明書の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、パートナーシップ宣誓制度の導入により、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、誰もが自分らしく安心して生活できるまちの実現を期待します。

## 2 宣誓をすることができる方

幸手市パートナーシップ宣誓制度を利用するには、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

|   |  |
|---|--|
| 1 | パートナーシップ（※1）関係にあること。   |
| 2 | 双方が成年に達していること。（満18歳以上の方）   |
| 3 | 住所について、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 双方が市内に住所を有している（※2）こと。</li><li>● 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。</li><li>● 双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。</li></ul>                                   |
| 4 | 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含む。）又は他のパートナーシップにある方がいないこと。  |
| 5 | 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 直系血族…祖父母、父母、子、孫 等</li><li>● 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、おじおば、甥姪</li><li>● 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母、祖父母、おじおば 等</li></ul> |

※1 「パートナーシップ」とは

双方又は一方が性的少数者であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいいます。（幸手市パートナーシップの宣誓に関する要綱第2条第2号）

※2 「市内に住所を有している」とは

幸手市に居住し、かつ、住民登録を有していることをいいます。同居は問いません。

### 3 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓書の届出時及びパートナーシップ宣誓証明書等の交付時の必要書類については次のとおりです。各書類の詳細については4頁「各書類の補足説明」をご覧ください。

#### 窓口申請の場合

|     | 双方が幸手市に在住の場合  | 双方又は一方が幸手市に転入予定の場合   |
|-----|---|--|
| 届出時 | ① パートナーシップ宣誓書<br>② パートナーシップの宣誓に関する確認書<br>③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>(各1通) 同一世帯の場合は、お二人分記載1通<br>④ 戸籍抄本 <small>（各1通）</small><br>同一戸籍の場合は、お二人分記載1通<br>⑤ 本人確認書類<br>⑥ 通称を使用していることが確認できる書類<br>(通称を使用する方のみ) | ① パートナーシップ宣誓書<br>② パートナーシップの宣誓に関する確認書<br>③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>市内在住者のみ。転入予定者は不要<br>④ 戸籍抄本 <small>（各1通）</small><br>同一戸籍の場合は、お二人分記載1通<br>⑤ 本人確認書類<br>⑥ 通称を使用していることが確認できる書類<br>(通称を使用する方のみ)<br>⑦ 転入予定の確認書類(転入予定者のみ) |
| 交付時 |   | ① パートナーシップ宣誓受付票<br>② 幸手市転入後の住民票(転入者のみ)   |

#### 郵送申請の場合

|     | 双方が幸手市に在住の場合  | 双方又は一方が幸手市に転入予定の場合   |
|-----|---|--|
| 届出時 | ① パートナーシップ宣誓書<br>② パートナーシップの宣誓に関する確認書<br>③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>(各1通) 同一世帯の場合は、お二人分記載1通<br>④ 戸籍抄本 <small>（各1通）</small><br>同一戸籍の場合は、お二人分記載1通<br>⑤ 本人確認書類 ※コピー<br>⑥ 通称を使用していることが確認できる書類<br>(通称を使用する方のみ) ※コピー | ① パートナーシップ宣誓書<br>② パートナーシップの宣誓に関する確認書<br>③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書<br>市内在住者のみ。転入予定者は不要<br>④ 戸籍抄本 <small>（各1通）</small><br>同一戸籍の場合は、お二人分記載1通<br>⑤ 本人確認書類 ※コピー<br>⑥ 通称を使用していることが確認できる書類<br>(通称を使用する方のみ) ※コピー<br>⑦ 転入予定の確認書類(転入予定者のみ)<br>※コピー |
| 交付時 |   | ① パートナーシップ宣誓受付票<br>② 幸手市転入後の住民票(転入者のみ)   |

※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

※ 各書類の詳細については、4頁「各書類の補足説明」をご覧ください。

## 各書類の補足説明



### ① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

### ② パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）

①②は、幸手市役所庶務課人権推進担当の窓口で配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。お二人それぞれが署名の上、提出してください。

なお、自ら署名できない場合は、ご本人立会いのもとで代筆も可能です。

### ③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（幸手市在住の方）

「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を一人1通ずつ提出してください。お二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通ご提出いただければ結構です。

※ ②（様式第2号）において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

※ 転入予定の方は、宣誓時の提出は不要です。10分をご確認ください。

### ④ 戸籍抄本<sup>しょうほん</sup>

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書を本籍地から取得し、一人1通ずつ提出してください。お二人が同じ戸籍の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通ご提出いただければ結構です。

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること）を添えて提出してください。（いずれも、発行から3か月以内のもの）

### ⑤ 本人確認書類

次ページに記載されているいずれかを提示してください。本人確認書類がない方は、別途ご相談ください。郵送で届出をされる場合は、コピーをご提出ください。

## 本人確認の具体的な証明の例

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

| 1枚の提示で足りるもの(例)  | 2枚以上の提示が必要なもの(例)  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 旅券 (パスポート)</li> <li>・ 個人番号カード (マイナンバーカード)</li> <li>・ 住民基本台帳カード (写真付き)</li> <li>・ 船員手帳</li> <li>・ 海技免状</li> <li>・ 小型船舶操縦免許証</li> <li>・ 猟銃・空気銃所持許可証</li> <li>・ 戦傷病者手帳</li> <li>・ 宅地建物取引主任者証</li> <li>・ 電気工事士免状</li> <li>・ 無線従事者免許証</li> <li>・ 認定電気工事従事者認定証</li> <li>・ 特殊電気工事資格者認定証</li> <li>・ 耐空検査員の証</li> <li>・ 航空従事者技能証明書</li> <li>・ 運航管理者技能検定合格証明書</li> <li>・ 動力車操縦者運転免許証</li> <li>・ 教習資格認定証</li> <li>・ 警備業法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書</li> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳</li> <li>・ 在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> <li>・ 検定合格証</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険被保険者証</li> <li>・ 各種年金手帳 (証書)</li> <li>・ 後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・ 介護保険被保険者証</li> <li>・ 恩給証書</li> <li>・ 住民基本台帳カード (写真なし)</li> <li>・ 社員証 (写真付き)</li> <li>・ 学生証 (写真付き)</li> <li>・ キャッシュカード、クレジットカード又は預貯金通帳</li> <li>・ 診察券</li> <li>・ 雇用保険受給者証</li> <li>・ 生活保護受給者証</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |

幸手市本人確認事務取扱要綱(平成 22 年 3 月 31 日告示第 37 号)より

## ⑥ 通称を使用していることが確認できる書類

幸手市パートナーシップ宣誓証明書、同証明カードに通称の使用を希望する場合は、次の表に記載の書類で確認を行います。郵送で届出をされる場合は、コピーをご提出ください。

通称を使用した場合、宣誓証明書や、証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

### 通称の確認時に必要な書類の例

| 1枚の提示で足りるもの(例)                          | 2枚以上の提示が必要なもの(例)     |
|---|----------------------|
| 社員証、学生証等、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなるもの | 通称名で届いた郵便物や公共料金の領収書等 |

※今回のパートナーシップの宣誓で初めて通称を使用する方で、確認書類をお持ちでない場合は不要です。

## ⑦ 転入予定の確認書類（幸手市に転入予定の方のみ）

転入予定の住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）を提示してください。郵送で届出をされる場合は、コピーをご提出ください。

宣誓後1か月以内に幸手市に転入し、10万円のお手続きをお願いします。

## ⑧ パートナーシップ宣誓受付票

宣誓書届出時、双方又は一方が転入予定のお二人にそれぞれ交付しますので、証明書等の受け取りまで大切に保管してください。

宣誓後1か月以内に幸手市に転入し、10万円のお手続きをお願いします。その際、この受付票と引き換えに証明書類を交付します。

## ⑨ 幸手市転入後の住民票（転入者のみ）

宣誓1か月以内に幸手市に転入し、⑧の「パートナーシップ宣誓受付票」と一緒に、10万円の手順で提出してください。「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したものを1人1通ずつご用意ください。お二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通ご用意いただければ結構です。

※ ②（様式第2号）において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

## 4 手続きの流れ

「窓口」又は「郵送」で届出ができます。

### (1) 宣誓要件の確認・必要書類の準備

- ・宣誓をすることができる方（2名）をご確認ください。
- ・宣誓に必要な書類（3名）をご確認ください。

### (2) 届出日の予約

- ・以下の方法で届出日の予約をしてください。
- ・郵送でお手続きをされる場合、ご予約は不要です。
- ・届出予定日のおおむね1か月から7日前まで予約が可能です。
- ・窓口での届出受付は、令和8年10月2日までは、平日の8時30分～17時00分、令和8年10月5日からは、平日の9時00分～16時30分となります。
  - ※ 届出の日時は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
- ・必要書類の取得に時間を要する場合（戸籍抄本の取り寄せ等）がありますので、余裕を持って予約をしてください。

ご予約

お問い合わせ

#### 幸手市役所 庶務課 人権推進担当

Tel: 0480-43-1111 (内線 162)

代表につながりますので内線番号をお伝えください。

Mail: [jinken@city.satte.lg.jp](mailto:jinken@city.satte.lg.jp)

- ・受付時間（電話のみ）
  - 平日 8時30分～17時00分（令和8年10月2日まで）
  - 平日 9時00分～16時30分（令和8年10月5日から）
- ※メールは24時間受付しますが、開庁時間外に受信したものについては、翌開庁日以降の対応となります。
- ・宣誓手続きに関するお問い合わせやご相談も、上記連絡先をご利用ください。

### (3) 予約時にお伝えいただきたい内容

※メールの場合は次の(1)~(4)を全てご記入ください。

(1)宣誓をされる方のお名前

(2)宣誓届出の希望日時（平日 8時30分～17時）

※令和8年10月5日からは 平日 9時～16時30分

(3)代表者様の日中のご連絡先

(4)手続きに関してご不明な点や特に配慮が必要なこと等

### (4) 「窓口」へ届出の場合

#### 届出場所

幸手市役所本庁舎 1階 庶務課人権推進担当（6番窓口）

プライバシー保護のため個室等をご用意します。

#### 届出受付時間

（令和8年10月2日まで）平日 8時30分～17時00分

（令和8年10月5日から）平日 9時00分～16時30分

#### 届出

- 予約した日時に、ご指定場所へお越しください。

お一人でのお手続きも可能です。その際は、パートナーの方の本人確認書類（コピー）も併せてご持参ください。

- 宣誓に係る書類一式をお持ちください。（3頁参照）
- 書類に不備や不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

#### 証明書等の の交付

- 書類一式を確認の上、証明書等を代表者様に後日、書留郵便で交付します。1週間程度を要します。窓口での交付をご希望の方はご相談ください。
- 双方又は一方が転入を予定している場合は、10頁をご覧ください。

## (5) 「郵送」で届出の場合

### 送付先

〒 340-0192 幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所 庶務課 人権推進担当あて (親展と記入ください)

### 届出

- ご予約は不要です。
- 必要書類一式(本人確認書類はお二人分のコピー)を上記住所へ郵送してください。
- 書類に不備や不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。



### 証明書等の交付

- 書類一式を確認の上、証明書等を代表者様に後日、書留郵便で交付します。
- 1週間程度を要します。窓口での交付をご希望の場合はご相談ください。
- 双方又は一方が転入を予定している場合は、10分をご覧ください。

## (6) 幸手市へ転入予定の場合

宣誓の時点で、双方又は一方が幸手市に転入を予定されている場合は、お二人それぞれに「パートナーシップ宣誓受付票」を、**即日**交付します。郵送で届出された方は、後日**書留郵便**で交付します。

宣誓書届出の日から1か月以内に転入し、「パートナーシップ宣誓受付票」及び、幸手市に転入したことがわかる「住民票」を添えて提出してください。

双方が転入予定の場合は、お二人とも転入した後にご提出ください。

書類一式の確認ができましたら、証明書類を**書留郵便**で交付します。

### 転入前

- 宣誓を行う前までの手続きは、7号と同じです。
- 宣誓書の提出後、「パートナーシップ宣誓受付票」を**即日**交付します。  
郵送で届出された方は、後日**書留郵便**で交付します。
- この「パートナーシップ宣誓受付票」の有効期限は1か月です。1か月を過ぎた場合は宣誓届出が無効になり、改めてお手続きが必要になりますのでご注意ください。

**1か月以内に幸手市に転入（幸手市に転入届を提出してください。）**

### 転入後 (住民票等の提出)

- 転入したことを7号の連絡先にお知らせください。
- 「パートナーシップ宣誓受付票」及び「住民票」をご持参又は7号の住所へ郵送してください。  
(本人確認書類は新住所未記載の場合は、旧住所のもので結構です。)
- 書類に不備や不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

### 証明書等 の交付

- 書類一式を確認の上、証明書等を**書留郵便**で交付します。  
1週間程度を要します。窓口での交付をご希望の場合はご相談ください。

## (7) 通称の使用を希望される場合

戸籍上の氏名と併せて、通称（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているもの）を使用することができます。ご希望の場合は「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」に記載します。詳しくは、6頁⑥をご覧ください。

## (8) 証明書等の交付（お渡し）方法について

- 証明書等の様式は12頁のとおりです。
- 届出の方法を問わず、宣誓証明書はお二人で1通、宣誓証明カードはお一人1枚ずつ、交付します。
- 証明書等は、代表者様のご住所へ郵送（書留郵便）します。窓口にてお受け取りを希望される場合は、下記の方法でお受け取りいただけますのでお申し出ください。その他のご希望がございましたら、担当にご相談ください。

| 受け取りのご希望 |                        | 交付（お渡し）方法   |
|----------|------------------------|---|
| 郵送（書留郵便） |                        | 代表者様に書留郵便（証明書1通、宣誓証明カードお二人分）                      |
| 窓口       | お二人                    | お二人に窓口交付  |
|          | お一人<br>Aさん 又は<br>Bさんのみ | 来庁された方（Aさん又はBさん）にお二人分を窓口交付<br>（証明書1通、宣誓証明カードお二人分） |

※ 分かりやすくするために、届出をされるお二人をAさん、Bさんとしています。

※ 宣誓されるお二人のご住所以外への郵送や、代理人のお受け取りはできませんのでご了承ください。

## 5 パートナーシップ宣誓証明書類

「幸手市パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」のデザインは以下のとおりです。

### パートナーシップ宣誓証明書（A4サイズ）


様式第4号（第6条関係）

第 号

幸手市パートナーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

幸手市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを 年 月 日に宣誓されたことを証します。

 年 月 日  
幸手市長 印

### パートナーシップ宣誓証明カード

(表面)

第 号

幸手市パートナーシップ宣誓証明カード

本人 様 パートナー 様

年 月 日生 年 月 日生

幸手市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを証します。

 宣誓日 年 月 日  
幸手市長 印

(裏面)

この証明カードは、お二人が相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓されたことを幸手市が証するものです。

この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

本人 様 パートナー 様

年 月 日生 年 月 日生

特記事項

デザインは変更される場合がございますのでご了承ください。

## 6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書及び証明カードの紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。  
「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」（様式第6号）を提出してください。

## 7 届出事項の変更手続き

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」（様式第7号）に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書等の再交付を希望する場合には、「6パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり、再交付申請も併せて手続きしてください。

## 8 パートナーシップ宣誓証明書の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出したときは、証明書等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第8号）を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

## 9 自治体間での連携

令和5年11月1日より、幸手市・白岡市・蓮田市において、制度利用者が3市間で住所異動した場合、新たに居住する自治体において「パートナーシップ宣誓等継続届」（様式第9号）の写しを提出すると、再度宣誓する必要なく、簡易な手続きにより、新たな証明書等が発行されます。

また、令和6年4月12日より、県内全域の市町村においても、簡易な手続きにより、再度宣誓する必要なく、簡易な手続きにより、新たな証明書等が発行されることとなりました。

※ 各届出様式は、19頁以降をご覧ください。

幸手市パートナーシップの宣誓届出は、**窓口**又は**郵送**でお受付しています。  
宣誓のお手続きに関してご不明点等がございましたら、7ページに記載の連絡先にお  
問い合わせください。

各届出様式は幸手市役所庶務課人権推進担当の窓口で配布しています。  
また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

## 10 その他 相談窓口等

パートナーシップ宣誓制度のお手続きについてご不明な点がございましたら、幸手市役所庶務課人権推進担当までお問い合わせください。お問い合わせ先及び連絡方法は7ページに記載しています。

その他セクシュアリティに関連するご相談は、以下の窓口にご相談ください。

### にじいる県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）

性的指向・性自認に関する悩みについて、電話とLINEで相談できます。

|      |   |
|------|---|
| 受付日時 | 毎週土曜日（年末年始を除く）<br>18時～21時30分（相談時間は22時まで）                      |
| 対象者  | 性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方など<br>（埼玉県内に在住、通学及び在勤の方）            |
| 電話番号 | <b>0570-022-282</b>   |
| LINE | <a href="https://lin.ee/2f90PQMd">https://lin.ee/2f90PQMd</a> |

### 東京弁護士会 セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

電話相談料は無料です。

LGBTQ（性的マイノリティ）の法律問題に詳しい弁護士がお受けします。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 相談日時 | 毎月第2・第4木曜日（祝日の場合は翌金曜日）<br>17時～19時 |
| 電話番号 | <b>03-3581-5515</b>               |

### よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

相談料・通話料は無料です。

どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。

|       |   |
|-------|---|
| 相談日時  | 24時間（無休）  |
| 電話番号  | <b>0120-279-338</b><br><br>（LGBTQの相談は、ガイダンスに沿って#4を押してください。） |
| ファックス | <b>0120-773-776</b><br><br>（通話による聞き取りが難しい方）                 |

## 11 Q&A

### Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

**A1** 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、幸手市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

### Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

**A2** 本制度の導入により、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、誰もが自分らしく生活できるまちの実現を期待します。

また、宣誓した二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減につながります。

### Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

**A3** 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。

公正証書について、詳しくは公証役場（春日部公証役場 電話：048-792-0811）にお問い合わせください。

### Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

**A4** 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

### Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

**A5** 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

### Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

**A6** 幸手市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、幸手市役所庶務課人権推進担当でもお渡ししています。

### Q7 証明書は即日発行されますか？

A7 即日発行はできません。宣誓後、1週間程度お時間をいただき、書留郵便で郵送いたします。庶務課人権推進担当窓口での交付を希望する場合は、別途ご相談ください。

### Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A8 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住（在住予定）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓していただけます。

### Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓していただけます。

### Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること）を添えて提出してください。

### Q11 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A11 郵送での届出もご利用いただけますのでご検討ください。

### Q12 通称は使用できますか？

A12 交付するパートナーシップ宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

通称を使用する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をご記入ください。また、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を宣誓時に提示してください。

**Q13 幸手市外に転出するときはどうしたらいいですか？**

**A13** 双方又は一方が幸手市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

**Q14 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？**

**A14** パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

**Q15 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？**

**A15** 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。プライバシーに配慮し、個室で対応することもできますので、事前にご相談ください。

**Q16 有効期限はありますか？ 更新手続きは必要ですか？**

**A16** 有効期限はございませんので、更新手続きは必要ありません。

## 12 届出様式

---

各届出の際は、次ページ以降の届出様式をご利用ください。（コピー可）

### 目次

- 様式第1号 幸手市パートナーシップ宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 様式第2号 幸手市パートナーシップの宣誓に関する確認書・・・・・・・・・・21
- 様式第6号 幸手市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書・・・・・・・・22
- 様式第7号 幸手市パートナーシップ宣誓事項変更届・・・・・・・・・・・・23
- 様式第8号 幸手市パートナーシップ宣誓証明書等返還届・・・・・・・・・・・・24
- 様式第9号 幸手市パートナーシップ宣誓等継続届・・・・・・・・・・・・・・25

## 幸手市パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（あて先）幸手市長

私たちは、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

（宣誓者） 氏 名 \_\_\_\_\_  
通 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 \_\_\_\_\_  
（代筆者氏名） \_\_\_\_\_  
（代筆者住所） \_\_\_\_\_

（宣誓者） 氏 名 \_\_\_\_\_  
通 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 \_\_\_\_\_  
（代筆者氏名） \_\_\_\_\_  
（代筆者住所） \_\_\_\_\_

様式第2号（第4条関係）

幸手市パートナーシップの宣誓に関する確認書

年 月 日

私たちは、幸手市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条の規定に基づき、以下の内容を確認した上で、パートナーシップの宣誓をします。

ふりがな 氏名  ふりがな 氏名

ふりがな 通称  ふりがな 通称

（通称がある場合は、証明書等に記載を希望する方に「✓」を付してください。）

| 確認事項（該当項目に「✓」を付してください。） |  |                          |
|-------------------------|--|--------------------------|
| 関係性                     | 次の事由のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係にあること。<br>① 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。<br>② 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。 | <input type="checkbox"/> |
| 年齢要件                    | 双方が成年に達した者であること。   | <input type="checkbox"/> |
| 住所等                     | 次のいずれかに該当すること。   |                          |
|                         | ① 双方が市内に住所を有していること。  | <input type="checkbox"/> |
|                         | ② 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓日から1か月以内に市内への転入を予定していること。<br>転入予定者 (転入予定日 年 月 日)   | <input type="checkbox"/> |
|                         | ③ 双方が宣誓日から1か月以内に市内への転入を予定していること。<br>転入予定者 (転入予定日 年 月 日)<br>転入予定者 (転入予定日 年 月 日)   | <input type="checkbox"/> |
| 配偶者等の有無                 | 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップにある者がいないこと。  | <input type="checkbox"/> |
| 近親者等でない                 | 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（宣誓希望者同士が縁組をしている場合を除く。）。  | <input type="checkbox"/> |

| 注意事項（内容を御理解いただけたら「✓」を付してください。） |  |                          |
|--------------------------------|--|--------------------------|
| 証明書等の無効                        | 虚偽その他不正な方法等により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が証明書等を無効としたときは、当該証明書等を返還しなければならないこと。 | <input type="checkbox"/> |

|                         |  |                          |
|-------------------------|--|--------------------------|
| 内容に同意いただけたら「✓」を付してください。 |  |                          |
| 市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。  |  | <input type="checkbox"/> |





幸手市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（あて先）幸手市長

幸手市パートナーシップの宣誓に関する要綱第9条第1項の規定により、証明書等を返還します。

返還する理由（いずれかに✓をしてください。）

- パートナーシップの解消
- 宣誓者の死亡
- 幸手市からの転出
- その他宣誓の対象者に該当しなくなったため

（届出者）氏 名 \_\_\_\_\_  
通 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

（届出者）氏 名 \_\_\_\_\_  
通 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
（代筆者氏名）

\_\_\_\_\_  
（代筆者住所）





## 幸手市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和5年3月発行

幸手市 総務部 庶務課 人権推進担当

電 話 0480-43-1111

メール [jinken@city.satte.lg.jp](mailto:jinken@city.satte.lg.jp)